

令和元年度（2019年度）

財政援助団体等監査報告書

行政監査報告書

工事監査報告書

八王子市監査委員

目 次

○財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要	1
第2 財政援助に関する監査.....	1
第3 指定管理に関する監査.....	9

○行政監査結果報告書

第1 監査の概要	33
第2 調査の結果 [※]	37
<small>(※文章中の年度の西暦表記及び各表中の元号及び西暦表記は省略して記載した。)</small>	
第3 監査の結果	57

○工事監査結果報告書

第1 監査の概要	69
第2 工事の概要	69
第3 監査の実施状況	71
第4 監査の結果	72

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、
令和元年度(2019年度)財政援助団体等監査、行政監査及び工事監
査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)12月20日

八王子市監査委員	伊藤達夫
同	矢野和利
同	荻田米蔵
同	鈴木玲央

令和元年度(2019年度) 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助(補助金)及び公の施設の指定管理(以下「指定管理」という。)に関する団体監査並びに同条第2項及び第5項の規定に基づく所管部課の監査

2 監査の範囲

平成30年度(2018年度)に執行された会計事務及びその他の事務

3 監査の期間

令和元年(2019年)8月29日から同年12月18日まで

第2 財政援助に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる団体、事業等及び所管部課は、次のとおりである。

	対象団体	対象事業等	所管部課
ア	八王子市町会自治会連合会	①町会自治会連合会事業 ②町会・自治会設備整備支援事業	市民活動推進部 協働推進課
イ	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	①運営費 ②地域福祉推進拠点の運営	福祉部 福祉政策課
ウ	社会福祉法人 武蔵野会	知的障害児療育支援事業	福祉部 障害者福祉課
エ	特定非営利活動法人 あけぼの会	①日中活動系サービス推進事業* ②日中活動系施設等運営安定化事業*	
オ	特定非営利活動法人 わかくさ福祉会		
カ	特定非営利活動法人 サポート高尾		

	対象団体	対象事業等	所管部課
キ	特定非営利活動法人 Pure	①日中活動系サービス推進事業* ②日中活動系施設等運営安定化事業*	福祉部 障害者福祉課
ク	特定非営利活動法人 くるみ会		
ケ	社会福祉法人 八王子いちちょうの会		
コ	八王子市私立幼稚園協会	教職員研修事業	子ども家庭部 保育幼稚園課

※ 日中活動系の事業については対象団体が50以上あるが、全て同種の事業のため、うち6団体を選んで監査を実施した。

2 監査の観点及び方法

監査は、次の表に掲げた事項を主な観点として、書類審査、質問調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

財政援助団体	所管部課
(1)補助事業は、目的に沿って適正に執行されているか。 (2)補助事業は、市の交付決定に基づき適正に執行されているか。 (3)予算書、決算諸表等と補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。 (4)諸規程の整備はなされているか。 (5)会計経理及び財産管理は適正に行われているか。 (6)出納関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証憑書類の整理、保存は適切か。	(1)財政援助の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。 (2)補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。 (3)補助金の支出及び精算・返還事務は適正に行われているか。 (4)団体に対する指導監督は適切に行われているか。

3 監査対象事業の概要

(1)補助の内容

ア 八王子市町会自治会連合会

- ・町会自治会連合会補助金
- ・町会・自治会設備整備支援補助金

イ 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

- ・運営費補助金
- ・地域福祉推進拠点運営費補助金

ウ 社会福祉法人 武蔵野会

- ・知的障害児療育支援事業補助金

エ 特定非営利活動法人 あけぼの会

オ 特定非営利活動法人 わかくさ福祉会

カ 特定非営利活動法人 サポート高尾

キ 特定非営利活動法人 Pure

ク 特定非営利活動法人 くるみ会

ケ 社会福祉法人 八王子いちょうの会

※エ～ケについては、次の補助金

- ・日中活動系サービス推進事業補助金
- ・日中活動系施設等運営安定化事業補助金

コ 八王子市私立幼稚園協会

- ・教職員研修事業補助金

(2)補助金の交付状況

平成30年度（2018年度）の交付状況については、次の表のとおりである。

ア 八王子市町会自治会連合会

区分	補助対象事業 支出額(円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
町会自治会連合会補助金	14,772,577	9,130,000	旅費、需用費、備品 購入費、役務費、委 託料、使用料、賃借 料
町会・自治会設備整備 支援補助金	4,504,626	4,500,000	需用費、備品購入費
合計	19,277,203	13,630,000	

イ 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

区分	補助対象事業 支出額(円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
運営費補助金	124,623,373	108,660,284	人件費、庁舎負担金 (電気料金等)
地域福祉推進拠点運営費 補助金	52,432,644	48,156,702	人件費、謝金、旅費、 需用費、役務費、委 託料、修繕費、使用 料及び賃借料、備品 購入費
合計	177,056,017	156,816,986	

ウ 社会福祉法人 武蔵野会

区分	補助対象事業 支出額(円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
知的障害児療育支援 事業補助金	32,861,790	29,332,000	療育支援事業費(人件 費、教具費、光熱水費 等)、土地建物賃貸 料、通園バス運行管理 事業費

エ 特定非営利活動法人 あけぼの会

区分	補助金交付額(円)	主な対象経費の内容
日中活動系サービス推進事業 補助金	3,825,000	人件費、報酬、賃金、 報償費、旅費、需用 費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、備 品購入費
日中活動系施設等運営安定化 事業補助金	2,400,000	土地建物賃借料
合計	6,225,000	

オ 特定非営利活動法人 わかくさ福祉会

区分	補助金交付額(円)	主な対象経費の内容
日中活動系サービス推進事業 補助金	6,180,000	人件費、報酬、賃金、 報償費、旅費、需用 費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、備 品購入費
日中活動系施設等運営安定化 事業補助金	2,160,000	土地建物賃借料
合計	8,340,000	

カ 特定非営利活動法人 サポート高尾

区分	補助金交付額(円)	主な対象経費の内容
日中活動系サービス推進事業補助金	5,508,000	人件費、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
日中活動系施設等運営安定化事業補助金	2,400,000	土地建物賃借料
合計	7,908,000	

キ 特定非営利活動法人 Pure

区分	補助金交付額(円)	主な対象経費の内容
日中活動系サービス推進事業補助金	4,080,000	人件費、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
日中活動系施設等運営安定化事業補助金	1,890,000	土地建物賃借料
合計	5,970,000	

ク 特定非営利活動法人 くるみ会

区分	補助金交付額(円)	主な対象経費の内容
日中活動系サービス推進事業補助金	4,470,000	人件費、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
日中活動系施設等運営安定化事業補助金	2,203,200	土地建物賃借料
合計	6,673,200	

ケ 社会福祉法人 八王子いちょうの会

区分	補助金交付額(円)	主な対象経費の内容
日中活動系サービス推進事業 補助金	5,708,000	人件費、報酬、賃金、 報償費、旅費、需用 費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、備 品購入費
日中活動系施設等運営安定化 事業補助金	1,555,200	土地建物賃借料
合計	7,263,200	

コ 八王子市私立幼稚園協会

区分	補助対象事業 支出額(円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
教職員研修事業補助金	6,327,244	5,200,000	講師謝礼、講演料、会 場使用料、教材費、教 材等購入費、研修参加 経費

4 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められた。

<補助事業に関する指摘事項等>

ア 八王子市町会自治会連合会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

イ 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

ウ 社会福祉法人 武蔵野会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

エ 特定非営利活動法人 あげぼの会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

オ 特定非営利活動法人 わかくさ福社会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

カ 特定非営利活動法人 サポート高尾

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

キ 特定非営利活動法人 Pure

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

ク 特定非営利活動法人 くるみ会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

ケ 社会福祉法人 八王子いちょうの会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

コ 八王子市私立幼稚園協会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

第3 指定管理に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる指定管理者、指定管理施設及び所管部課は、次のとおりである。

	指定管理者	指定管理施設	所管部課
(1)	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	長房ふれあい館	市民活動推進部 協働推進課
(2)	同上	恩方老人憩の家	福祉部 高齢者いきいき課
(3)	社会福祉法人 みずき福祉会	障害者療育センター	福祉部 障害者福祉課
(4)	社会福祉法人 武蔵野会	心身障害者福祉センター	
(5)	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	八木町学童保育所 千人町学童保育所 寺町学童保育所 台町学童保育所 中野学童保育所 清水小学童保育所 大和田小学童保育所 第十小学童保育所 浅川学童保育所 下柚木学童保育所 由木西小学童保育所 由木学童保育所 松が谷学童保育所 南大沢学童保育所 南大沢西学童保育所 宮上学童保育所 まつぎ学童保育所 長池学童保育所 秋葉台学童保育所 別所学童保育所 長房学童保育所	子ども家庭部 児童青少年課

	指定管理者	指定管理施設	所管部課
(5)	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	船田小学童保育所 館ヶ丘学童保育所 寺田学童保育所 上壺分方学童保育所 元八王子学童保育所 加住小学童保育所 由井学童保育所 片倉台学童保育所 七国小学童保育所 北野学童保育所 高嶺小学童保育所 石川学童保育所 久保山学童保育所	子ども家庭部 児童青少年課
(6)	特定非営利活動法人 明神学童育成の会	第一小学童保育所 第四小学童保育所 子安学童保育所	
(7)	特定非営利活動法人 からまつ	第九小学童保育所 横川学童保育所 からまつ学童保育所 川口学童保育所 上川口小学童保育所 檜原小学童保育所	
(8)	社会福祉法人 敬愛学園	東浅川小学童保育所 あたご学童保育所 鑓水小学童保育所 散田小学童保育所 山田小学童保育所 みなみ野君田小学童保育所	
(9)	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	上柚木小学童保育所 中山小学童保育所 由木東小学童保育所 元八王子東小学童保育所 城山学童保育所 由井かたくら学童保育所 長沼学童保育所	

	指定管理者	指定管理施設	所管部課
(10)	テンプスタッフ・ウィッシュ 株式会社 (現在はウィッシュ株式会社)	鹿島学童保育所 横山学童保育所 みなみ野学童保育所	子ども家庭部 児童青少年課
(11)	特定非営利活動法人 くぬぎだ	栲田小学童保育所	
(12)	社会福祉法人 竜光会	横山第一小学童保育所	
(13)	特定非営利活動法人 つくみ	式分方小学童保育所 つくみ学童保育所	
(14)	特定非営利活動法人 恩方キッズ	恩方東学童保育所 恩方西学童保育所	
(15)	社会福祉法人 太和会	美山小学童保育所	
(16)	南西部地区公園指定管理者 和(なごみ)	南西部地区公園	まちなみ整備部 公園課
(17)	スポーツコミュニティ戸吹	戸吹スポーツ公園	

2 監査の観点及び方法

監査は、次の表に掲げた事項を主な観点として、書類審査、質問調査等通常実施すべき監査手続により実施した。

指定管理者	所管部課
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。 (2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 (3)利用料金の設定等は適正に行われているか。 (4)公の施設の管理に係る諸規程の整備はなされているか。 (5)公の施設の管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行われているか。 (6)公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。	(1)指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は、法令、条例等に基づき適正に行われているか。 (2)協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 (3)管理に関する経費の算定、支出手続等は、条例、規則、協定等に従い適正に行われているか。 (4)事業報告書の点検及び管理に関する経費の精算事務等は適正に行われているか。 (5)利用料金の承認手続は適正に行われているか。また、指定管理者に対して適時、適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。

3 指定管理の概要

(1)長房ふれあい館（社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会）

ア 指定管理業務の概要

長房ふれあい館は、社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) ふれあい館の施設の管理運営に関する業務
- (イ) 施設、付帯設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務
- (ウ) 設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関する業務
- (エ) 情報の収集・提供に関する業務
- (オ) その他関連する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
長房ふれあい館	長房町588番地	平成29年(2017年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	29,800,000	29,800,000	人件費、事業費、事務費等
概算払分	1,200,000	1,200,000	備品購入費、修繕費
合計	31,000,000	31,000,000	

(2)恩方老人憩の家（社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会）

ア 指定管理業務の概要

恩方老人憩の家は、社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 老人の健康増進のための場の提供に関する業務
- (イ) 老人福祉に関する講習、講座等の開催に関する業務
- (ウ) 施設、付帯設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務
- (エ) その他関連する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
恩方老人憩の家	下恩方町3395番地 恩方事務所2階	平成29年(2017年) 4月1日～令和4年 (2022年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	10,380,000	10,380,000	人件費、事業費、事務費等
概算払分	120,000	120,000	修繕費
合計	10,500,000	10,500,000	

(3)障害者療育センター（社会福祉法人 みずき福祉会）

ア 指定管理業務の概要

障害者療育センターは、社会福祉法人 みずき福祉会が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 生活、機能、作業等の訓練及び指導に関する業務
- (イ) 療育及び生活上の相談に関する業務
- (ウ) (ア) 又は (イ) に付随する利用者との契約に関する業務
- (エ) (ア) 又は (イ) に付随する利用者負担額の管理に関する業務
- (オ) センターの施設、附帯設備及び物品の保守及び維持管理並びに修繕に関する業務
- (カ) センターの利用承認、不承認、利用承認の取消及び利用の停止に関する業務
- (キ) 東京都重症心身障害者通所事業の運営に関する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
障害者療育センター	長沼町1306番地4	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	42,890,000	42,890,000	事業費、事務費(委託費、賃借料)
概算払分	132,013,000	119,301,452	人件費、修繕費、備品購入費
合計	174,903,000	162,191,452	

(4)心身障害者福祉センター（社会福祉法人 武蔵野会）

ア 指定管理業務の概要

心身障害者福祉センターは、社会福祉法人 武蔵野会が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 心身障害者の更生のための相談に関する業務
- (イ) 心身障害者の機能回復訓練及び作業訓練の実施に関する業務
- (ウ) センターの管理運営に関する業務（条例の使用許可に関する業務）
- (エ) センター運営に関する物品等の購入事務業務
- (オ) センター運営に関する行事等の企画・実施業務
- (カ) 施設及び設備の管理及び修繕に関する業務（大規模修繕を除く。）
- (キ) その他センターの日常管理に関する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
心身障害者福祉センター	台町二丁目7番22号	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	22,075,000	22,075,000	業務委託費、保守料、事務消耗品費、賃貸料、講習会費、機能回復訓練費、水道光熱費等
概算払分	33,195,000	29,860,203	人件費、修繕費、備品購入費
合計	55,270,000	51,935,203	

(5)八木町学童保育所ほか33施設（社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会）

ア 指定管理業務の概要

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会ほか10法人が指定管理業務を行っている学童保育所の主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 学童を適切に保護すること。
- (イ) 学童に遊びを通じて集団の中での社会性を身につけさせること。
- (ウ) 学童の健全育成のために必要な事業に関する事。
- (エ) 上記（ア）～（ウ）に付随する業務に関する事。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
八木町学童保育所	八木町7番1号	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
千人町学童保育所	千人町三丁目7番7号	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
寺町学童保育所	寺町29番地15	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
台町学童保育所	台町四丁目2番1号	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
中野学童保育所	中野山王三丁目6番27号	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
清水小学童保育所	中野山王三丁目25番1号	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
大和田小学童保育所	大和田町四丁目19番1号	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
第十小学童保育所	大和田町七丁目5番1号	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
浅川学童保育所	初沢町1323番地	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
下柚木学童保育所	下柚木三丁目4番地	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
由木西小学童保育所	上柚木538番地1	平成29年(2017年) 4月1日～令和4年 (2022年)3月31日

指定管理施設	所在地	指定期間
由木学童保育所	越野692番地1	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
松が谷学童保育所	松が谷13番地	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
南大沢学童保育所	南大沢三丁目8番地	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
南大沢西学童保育所	南大沢四丁目18番地	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
宮上学童保育所	南大沢五丁目20番地	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
まつぎ学童保育所	別所一丁目29番地	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
長池学童保育所	別所一丁目45番地3	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
秋葉台学童保育所	別所二丁目12番地	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
別所学童保育所	別所二丁目42番地	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
長房学童保育所	長房町341番地	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日
船田小学童保育所	長房町1041番地2	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日

指定管理施設	所在地	指定期間
館ヶ丘学童保育所	館町1097番地57	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
寺田学童保育所	寺田町432番地	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
上壺分方学童保育所	上壺分方町799番地2	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
元八王子学童保育所	式分方町761番地	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
加住小学童保育所	加住町一丁目170番地2	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
由井学童保育所	小比企町1201番地	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
片倉台学童保育所	片倉町1318番地	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
七国小学童保育所	七国六丁目42番1号	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
北野学童保育所	打越町348番地1	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
高嶺小学童保育所	北野台四丁目21番1号	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
石川学童保育所	石川町1920番地	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日

指定管理施設	所在地	指定期間
久保山学童保育所	久保山町一丁目20番地6	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	82,826,215	82,826,215	事務経費、維持管理費(清掃、非常通報システム等)、運営費(日常活動費、行事費、保険等)
概算払分	942,246,626	915,461,240	人件費、おやつ代
合計	1,025,072,841	998,287,455	

※ 年度協定額のうち、概算払分については、精算前の金額を記載した。(以下(6)から(15)までの表においても同じ。)

(6)第一小学童保育所ほか2施設(特定非営利活動法人 明神学童育成の会)

ア 指定管理業務の概要 (5)アと同様

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
第一小学童保育所	元横山町二丁目5番1号	平成29年(2017年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日
第四小学童保育所	明神町二丁目15番1号	平成29年(2017年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日
子安学童保育所	子安町一丁目37番1号	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	16,548,400	16,548,400	事務経費、維持管理費(清掃、非常通報システム等)、運営費(日常活動費、行事費、保険等)
概算払分	133,874,401	124,627,794	人件費、おやつ代
合計	150,422,801	141,176,194	

(7)第九小学童保育所ほか5施設(特定非営利活動法人 からまつ)

ア 指定管理業務の概要 (5)アと同様

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
第九小学童保育所	中野上町二丁目14番1号	平成26年(2014年)4月1日～平成31年(2019年)3月31日
横川学童保育所	横川町305番地	平成29年(2017年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日
からまつ学童保育所	川口町1557番地2	平成29年(2017年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日
川口学童保育所	川口町3974番地	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
上川口小学童保育所	上川町1099番地	平成29年(2017年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日
檜原小学童保育所	檜原町1287番地2	平成27年(2015年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	15,926,876	15,926,876	事務経費、維持管理費(清掃、非常通報システム等)、運営費(日常活動費、行事費、保険等)
概算払分	124,263,054	110,244,054	人件費、おやつ代
合計	140,189,930	126,170,930	

(8)東浅川小学童保育所ほか5施設(社会福祉法人 敬愛学園)

ア 指定管理業務の概要 (5)アと同様

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
東浅川小学童保育所	東浅川町550番地22	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
あたご学童保育所	上柚木三丁目5番地	平成26年(2014年)4月1日～平成31年(2019年)3月31日
鍮水小学童保育所	鍮水二丁目74番地	平成27年(2015年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日
散田小学童保育所	散田町五丁目23番1号	平成30年(2018年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日
山田小学童保育所	山田町1553番地	平成30年(2018年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日
みなみ野君田小学童保育所	みなみ野四丁目3番1号	平成29年(2017年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	46,604,030	46,604,030	事務経費、維持管理費(清掃、非常通報システム等)、運営費(日常活動費、行事費、保険等)
概算払分	176,844,323	173,168,504	人件費、おやつ代
合計	223,448,353	219,772,534	

(9)上柚木小学童保育所ほか6施設(特定非営利活動法人 ワークスコープ)

ア 指定管理業務の概要 (5)アと同様

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
上柚木小学童保育所	上柚木三丁目15番地	平成26年(2014年)4月1日～平成31年(2019年)3月31日
中山小学童保育所	中山1155番地	平成26年(2014年)4月1日～平成31年(2019年)3月31日
由木東小学童保育所	東中野1347番地	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
元八王子東小学童保育所	叶谷町1521番地	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
城山学童保育所	元八王子町二丁目3351番地15	平成26年(2014年)4月1日～平成31年(2019年)3月31日
由井かたくら学童保育所	西片倉一丁目14番1号	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
長沼学童保育所	長沼町707番地3	平成26年(2014年)4月1日～平成31年(2019年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	30,583,833	30,583,833	事務経費、維持管理費(清掃、非常通報システム等)、運営費(日常活動費、行事費、保険等)
概算払分	157,642,934	153,315,099	人件費、おやつ代
合計	188,226,767	183,898,932	

(10)鹿島学童保育所ほか2施設(テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社)

ア 指定管理業務の概要 (5)アと同様

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
鹿島学童保育所	鹿島2番地	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
横山学童保育所	長房町450番地	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
みなみ野学童保育所	みなみ野一丁目9番3号	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	14,643,120	14,643,120	事務経費、維持管理費(清掃、非常通報システム等)、運営費(日常活動費、行事費、保険等)
概算払分	74,209,012	74,209,012	人件費、おやつ代
合計	88,852,132	88,852,132	

(11) 梶田小学童保育所（特定非営利活動法人 くぬぎだ）

ア 指定管理業務の概要 (5)アと同様

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
梶田小学童保育所	梶田町571番地2	平成28年(2016年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	4,754,800	4,754,800	事務経費、維持管理費(清掃、非常通報システム等)、運営費(日常活動費、行事費、保険等)
概算払分	34,274,912	31,049,225	人件費、おやつ代
合計	39,029,712	35,804,025	

(12) 横山第一小学童保育所（社会福祉法人 竜光会）

ア 指定管理業務の概要 (5)アと同様

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
横山第一小学童保育所	館町74番地	平成30年(2018年) 4月1日～令和5年 (2023年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	6,306,260	6,306,260	事務経費、維持管理費(清掃、非常通報システム等)、運営費(日常活動費、行事費、保険等)
概算払分	31,867,671	28,482,998	人件費、おやつ代
合計	38,173,931	34,789,258	

(13) 式分方小学童保育所ほか 1 施設（特定非営利活動法人 つくみ）

ア 指定管理業務の概要 (5)アと同様

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
式分方小学童保育所	式分方町520番地1	平成27年(2015年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日
つくみ学童保育所	犬目町44番地1	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	9,901,160	9,901,160	事務経費、維持管理費(清掃、非常通報システム等)、運営費(日常活動費、行事費、保険等)
概算払分	59,153,554	55,371,092	人件費、おやつ代
合計	69,054,714	65,272,252	

(14) 恩方東学童保育所ほか 1 施設（特定非営利活動法人 恩方キッズ）

ア 指定管理業務の概要 (5)アと同様

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
恩方東学童保育所	下恩方町515番地20	平成30年(2018年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日
恩方西学童保育所	下恩方町1369番地	平成26年(2014年)4月1日～平成31年(2019年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	8,513,120	8,513,120	事務経費、維持管理費(清掃、非常通報システム等)、運営費(日常活動費、行事費、保険等)
概算払分	43,663,500	43,499,500	人件費、おやつ代
合計	52,176,620	52,012,620	

(15)美山小学童保育所(社会福祉法人 太和会)

ア 指定管理業務の概要 (5)アと同様

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
美山小学童保育所	美山町1892番地	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	2,376,400	2,376,400	事務経費、維持管理費(清掃、非常通報システム等)、運営費(日常活動費、行事費、保険等)
概算払分	13,227,000	12,509,985	人件費、おやつ代
合計	15,603,400	14,886,385	

(16)南西部地区公園(南西部地区公園指定管理者 和(なごみ))

ア 指定管理業務の概要

南西部地区公園は、南西部地区公園指定管理者 和(なごみ)が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 公園の施設の維持及び修繕に関する業務
- (イ) 施設、付帯設備、物品の保守、維持管理及び修繕(市が加入する建物損害保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。)
- (ウ) 管理運営業務のサービス水準向上を目的とした利用者の満足度調査

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定期間
八王子市立いちちょう公園外126施設 (中央線以南、国道16号以西(八王子ニュータウン地区公園を除く。)南西部地区公園の都市公園103か所、都市緑地24か所)総面積 686,179 m ²	平成30年(2018年) 4月1日～令和3年 (2021年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	139,450,000	139,450,000	人件費、管理運営費、公園維持管理費、公共料金、その他経費
概算払分	10,000,000	10,000,000	公園修繕費
合計	149,450,000	149,450,000	

エ 指定管理者の概要

南西部地区公園指定管理者 和(なごみ)は、植小株式会社、株式会社野口造園、株式会社東緑化及び株式会社平野造園から構成されている。

(17)戸吹スポーツ公園(スポーツコミュニティ戸吹)

ア 指定管理業務の概要

戸吹スポーツ公園は、スポーツコミュニティ戸吹が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 公園の施設の維持及び修繕に関する業務
- (イ) 施設、付帯設備、物品の保守、維持管理及び修繕(市が加入する建物損害保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。)
- (ウ) 施設利用に関する業務
- (エ) 管理運営業務のサービス水準向上を目的とした利用者の満足度調査

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
戸吹スポーツ公園	八王子市戸吹町1746番地1	平成28年(2016年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額等(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	32,007,373	32,007,373	人件費、管理運営費、維持管理費、公共料金、その他経費
概算払分	3,507,427	3,507,427	公園修繕費
合計	35,514,800	35,514,800	

エ 指定管理者の概要

スポーツコミュニティ戸吹は、太陽スポーツ施設株式会社、株式会社エイト及び東海体育指導株式会社から構成されている。

4 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

(1)社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会（長房ふれあい館）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(2)社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会（恩方老人憩の家）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(3)社会福祉法人 みずき福祉会（障害者療育センター）

(4)社会福祉法人 武蔵野会（心身障害者福祉センター）

【指摘事項】(3)及び(4)共通

障害者療育センター及び心身障害者福祉センターの指定管理料の精算について

福祉部 障害者福祉課

市が設置する障害者療育センター及び心身障害者福祉センター（以下「両センター」という。）の管理運営については、指定管理者制度を導入し、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間について、それぞれ社会福祉法人みずき福祉会及び社会福祉法人武蔵野会を指定管理者に指定している。

両センターの管理運営に当たっては、基本協定及び年度協定を締結し、それぞれの指定管理者はこれらに基づき施設の管理運営業務を実施している。

基本協定によれば、市が支払う指定管理料のうち、人件費、修繕費及び備品購入費については概算払いとし、年度終了後に精算することとされており、備品とは、予定価格5万円以上の物品と規定されている。

そこで平成30年度（2018年度）の両センターの精算事務について確認したところ、備品購入費の中に予定価格5万円未満の消耗品も複数含まれていた。

このことについて所管課に確認したところ、それぞれの指定管理者内部においては支出科目区分を消耗品を含め「消耗器具備品費」とし、指定管理者はその区分の支出済額のまま備品購入費として精算報告書に記載してきたが、そのことに気付かず精算していたとのことであった。

しかしながら、備品の購入については、基本協定書で、購入前に書面により市と協議し、市の承認を受けなければならないと規定されていることから、所管課で備品購入実績を把握することは十分に可能であり、指定管理者が誤った金額で精算報告書を提出してきた場合には、所管課が当該誤謬を指摘し修正させる必要がある。

については、所管課においては、備品購入費を含む精算を行う項目について、指定管理者から提出された精算報告書だけで確認するのではなく、根拠となる資料等との突合を行うなど適切な精算業務の執行を図られたい。

(5)社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会（八木町学童保育所ほか33施設）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(6)特定非営利活動法人 明神学童育成の会（第一小学童保育所ほか2施設）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(7)特定非営利活動法人 からまつ（第九小学童保育所ほか5施設）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(8)社会福祉法人 敬愛学園（東浅川小学童保育所ほか5施設）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(9)特定非営利活動法人 ワーカーズコープ（上柚木小学童保育所ほか6施設）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(10)テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社（鹿島学童保育所ほか2施設）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(11)特定非営利活動法人 くぬぎだ（櫛田小学童保育所）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(12)社会福祉法人 竜光会（横山第一小学童保育所）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(13)特定非営利活動法人 つくみ（三分方小学童保育所ほか1施設）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(14)特定非営利活動法人 恩方キッズ（恩方東学童保育所ほか1施設）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(15)社会福祉法人 太和会（美山小学童保育所）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(16)南西部地区公園指定管理者 和（なごみ）（南西部地区公園）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(17)スポーツコミュニティ戸吹（戸吹スポーツ公園）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

令和元年度（2019年度） 行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査

2 監査のテーマ

市が自主防災組織へ助成した資器材の管理等について

3 監査の目的

近年多発する大規模な自然災害を受け、自助・共助の重要性が高まっている中、市では従来から町会等の自主防災組織に対し、資器材の助成を行っているところである。

そこで、助成後の資器材について、自主防災組織での使用及び管理状況並びに所管課の自主防災組織に対する管理指導状況及び資器材の補充状況などについて調査し、共助と公助の連携上のリスク並びに地域に密着した防災及び減災の備えとしての適正性及び妥当性について検証することを目的とする。

4 監査の期間

令和元年（2019年）8月29日から同年12月18日まで

5 監査の対象

- (1) 自主防災組織における資器材の保管状況
- (2) 自主防災組織に対する助成した資器材に関する市の指導及び管理状況

6 監査の対象所管等

- (1) 監査対象部課 生活安全部 防災課
- (2) 監査対象団体 自主防災組織

7 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

- (1) 所管課は、助成資器材の保管状況を定期的に確認しているか。
- (2) 所管課は、助成資器材の使用方法を適切に指導しているか。
- (3) 所管課は、助成資器材の点検状況を定期的に確認しているか。

- (4) 助成資器材は、災害時に使用できるよう適切に維持管理されているか。
- (5) 助成資器材は、計画的に備蓄され、数量管理は適切に行われているか。
- (6) 助成資器材の品目及び助成基準は適宜見直しが図られているか。

8 監査の方法

【書面調査】

- (1) 所管課に対して、自主防災組織に対する資器材助成に係る申請、決定内容等が確認できる資料及び活動報告書の提出を依頼した。(8月29日～9月5日)
- (2) 上記(1)の資料により、次の事項について集計、確認等を行った。
 - ① 資器材の助成申請状況
 - ② 資器材の点検状況等
- (3) 自主防災組織における上記(2)①②の調査対象は次のとおりである。
 - ①の調査対象
 - 新規結成団体：平成28年度(2016年度)から30年度(2018年度)までに申請した32団体
 - 既存団体：平成17年度(2005年度)以降に既存団体として一度でも申請を行った426団体から、解散等により現存していない団体や上記新規結成団体と重複する団体を除いた405団体
 - ②の調査対象 上記既存団体の405団体

【現地調査】

- (1) 上記書面調査における調査対象の団体を次の4つの区分に分類した上で、各分類に該当する自主防災組織に協力を求め、倉庫及び資器材の管理状況などを確認するため現地調査を行った。
 - ① 新規結成団体のうち、倉庫を申請した団体
 - ② 発電機、スタンドパイプなど定期的な点検や組立等が必要と思われる資器材を所有する団体
 - ③ 平成25年度(2013年度)以前に非常食や乾電池など5年の賞味期限等が設けられた資器材を申請した団体
 - ④ 活動報告書において資器材の活用・点検の実施が確認できない団体
- 各区分1団体以上の団体に対し、資器材の管理状況などの確認と所管課の団体への関わりや指導状況について聞き取りを実施した。(10月8日～23日)

【アンケート調査】

- (1) 所管課に対して調査票を送付し、回答を依頼した。(10月16日～11月1日)
- (2) 上記(1)により回答された調査票と提出された訓練用備蓄非常食配布一覧等関係

資料の内容確認、所管課に対するヒアリングを行うとともに、書面調査及び現地調査の結果を踏まえて分析を行った。

9 自主防災組織の概要

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、市内の町会、自治会、管理組合等を単位として自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。

10 自主防災組織に対する資器材助成制度の概要

資器材助成制度は、「八王子市自主防災組織に対する資器材助成要綱（以下「要綱」という。）」に基づき、自主防災組織が防災活動を行うに当たり必要な資器材を助成するものである。

(1) 資器材助成の種類

要綱における資器材助成は次の2種類である。

① 新規結成団体に対する資器材助成（団体結成時）

防災活動に必要な資器材を助成することにより、自主防災組織の結成を促進するもの。

② 既存団体に対する資器材助成

既存の自主防災組織に対し、防災活動に必要な資器材を隔年で助成することにより、組織の育成と防災活動の充実を図るもの。

(2) 資器材の助成方法

各団体への資器材の助成は現物支給としている。要綱では、資器材の点数及び品目並びに各団体の構成世帯数に応じた助成点数を規定しており、各団体は、定められた品目の中から点数の範囲内で資器材を選択する。

① 団体結成時の資器材助成基準

	構成世帯数	助成点数
1	100世帯以下	2,300点以内 23万円相当
2	101～300世帯	3,000点以内 30万円相当
3	301～500世帯	3,300点以内 33万円相当
4	501～1000世帯	4,100点以内 41万円相当
5	1001世帯以上	5,000点以内 50万円相当

※次に掲げるものについては、団体結成時に点数外で助成する。

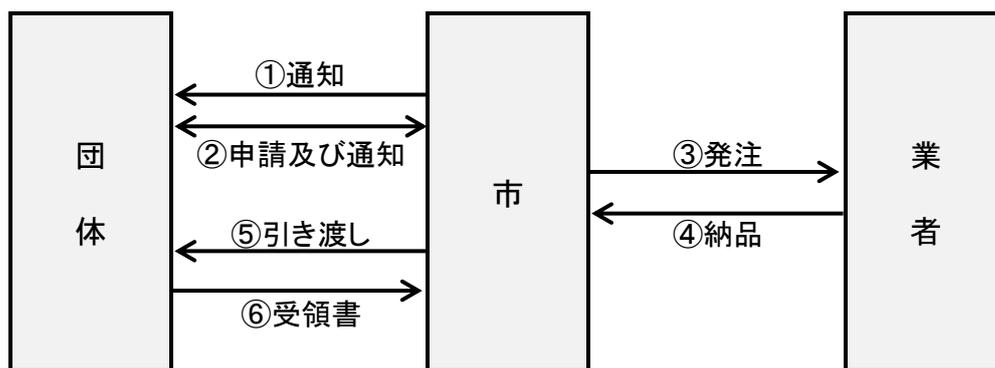
ア 組織旗 1枚

イ 腕章 16枚（隊長章 1枚、隊員章 15枚）

② 既存団体に対する資器材助成基準

	構成世帯数	助成点数
1	500世帯以下	800点以内 8万円相当
2	501～700世帯	1,000点以内 10万円相当
3	701～1000世帯	1,200点以内 12万円相当
4	1001～1600世帯	1,400点以内 14万円相当
5	1601世帯以上	1,600点以内 16万円相当

(3) 資器材申請から受領までの事務の流れ



① 市は、助成対象（隔年）となる団体に対して、申請書及び資器材助成一覧を通知する。

② 資器材助成を受けようとするときは、団体の代表者は申請書を市に提出する。市は、申請書を受理したときは、内容を審査し、前年度の活動実績（新規結成団体は除く。）等を考慮した上で助成を決定し、団体の代表者に通知する。

③ 市は資器材を品目単位で業者に発注する。

④ 市は納品された資器材を検査する。

⑤ 市は資器材を指定した場所で団体へ引き渡す。

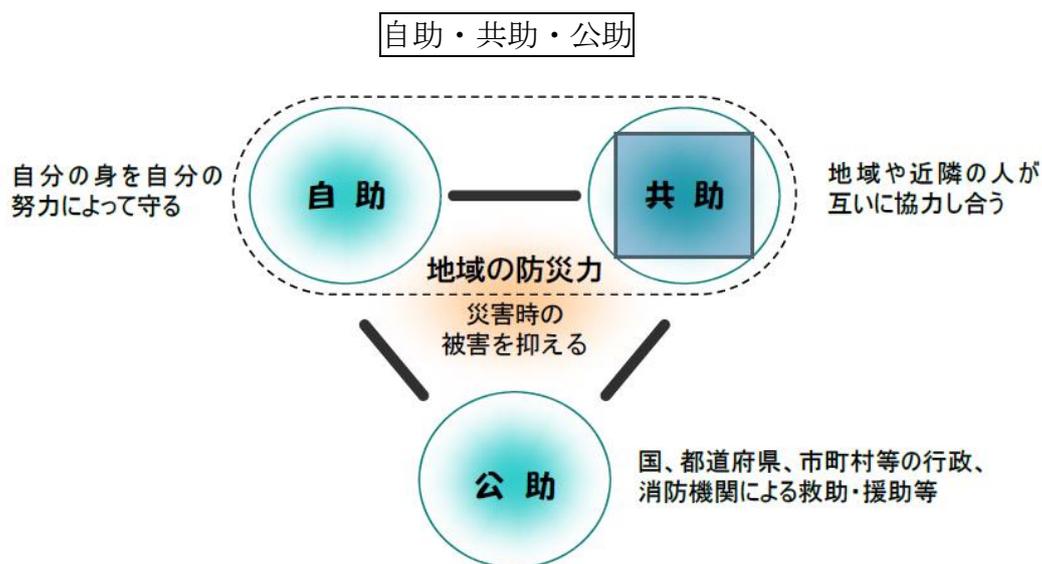
⑥ 団体の代表者は資器材を受領したときは、市へ受領書を提出する。

第2 調査の結果

1 自主防災組織の役割等について

本市では昭和57年に第1号の自主防災組織（以下「自主防」という。）が結成されたのを機に、平成31年3月末日現在で437団体の自主防が活動している。

地震などの大規模災害時に、災害から大切な命や財産を守り、被害を最小限に抑えるためには、「自助」「共助」「公助」のそれぞれが充実し、互いに連携し合うことが必要不可欠である。自主防の活動は、このうちの「共助」に当たる。



出典：消防庁ホームページ 自主防災組織の手引 平成29年3月発行より
(https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/bousai_2904.pdf)

自主防が日頃から取り組むべき活動としては、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、家庭内の防災対策の推進、防災用資器材の整備等がある。また、災害時には、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動が挙げられる。

自主防が担う役割については、八王子市地域防災計画第2編災害予防計画の中で次のとおり示されているところである。

自主防災組織(防災市民組織)等の役割
〔東京都地域防災計画より〕

地域組織及び住民が自主的に結成した自主防災組織(防災市民組織)の役割やとるべき措置は次のとおりである。

- ① 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- ② 初期消火、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- ③ 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食・簡易トイレ等の備蓄
- ④ 地域内の危険箇所を点検・把握及び地域住民への周知
- ⑤ 地域内の要配慮者(高齢者・障害者・難病患者・妊産婦及び乳幼児等)の把握及び災害時の支援体制の整備
- ⑥ 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- ⑦ 行政との連携・協力体制の整備

所管課では、上記①～⑦のうち、平常時に自主防に期待する役割として、①②③を優先順に挙げている。また、平常時に期待する①②③の役割を基に、発災初期に期待する役割として、初期消火活動、救出・救助活動及び負傷者の手当・搬送を優先順に挙げている。

自主防が行う資器材の整備に関して、平成31年3月に発行された自主防災組織ハンドブック(第3版)(以下「ハンドブック」という。)では、各自主防が地域の災害危険や組織の構成等からみて十分検討を行う必要があるとした上で、自主防が果たす主な役割とそれに必要となる主な資器材について、次のとおり示されている。

役割	資器材
消火	消火器、スタンドパイプセット
救出	大ハンマー、大バール、チェーンソー、金テコ、ツルハシ、剣先スコップ、油圧式ジャッキ、角材、投光器、安全靴、鉄筋カッター、はしご、ロープ
応急救護	組織用救急箱、医薬品セット、担架、毛布、アルミブランケット、リヤカー、車いす、簡易ベッド
避難誘導	自主防災組織旗、自主防災組織腕章、携帯拡声器、車いす、階段避難車、おんぶ紐
情報収集	オートバイ、自動車、トランシーバー
生活	かまどセット、薪、テント、カセットコンロ、簡易トイレ、寝袋、ビニールシート、発電機、コードリール、ガソリン携行缶、ポリタンク

役割	資器材品目	
情報収集	特定小電力無線(1台) 簡易無線(登録局)(1台)	トランシーバー ※5
生活	非常食(アルファ化米 白飯) 非常食(アルファ化米 五目飯) 非常食(個食 白飯) 非常食(個食 五目飯) 非常食(個食 白がゆ) 非常食(個食 ドライカレー) 保存水(500ml・2ℓ) 保存用パン かまど用薪(5kgパック) かまどセット(7升用・5升用)(かまど、釜、天板) 炊飯袋(ポリエステル不織布製50枚入)	やかん(10ℓ) カセットコンロ 寸胴鍋(35cm)(30ℓ) ポリタンク(20ℓ) 簡易トイレ ポータブルトイレ ポータブルトイレ用便袋 発電機(ガソリン式・カセットガス式) 寝袋
水防・除雪	除雪機 除雪用スコップ スノーダンプ	吸水性土のう(20枚入り) 防水シート(10枚) 雨合羽上下セット
その他	アルカリ乾電池(単一) アルカリ乾電池(単二) ガソリン携行缶 ガソリンの缶詰(1ℓ入り4 缶) 物置(床面積10㎡以下) ※4 物置(床面積7㎡以下) ※4 物置(床面積4㎡以下) ※4 物置(床面積1.4㎡以下)	訓練用AED ダミー人形(AED訓練用) AED用パッド ※5 ヘルメット(組織名入り) 安全靴 ジャンパー 腕章 ※5

※1 役割及び資器材品目の分類は、調査においてハンドブック等を参考にして独自に設定したものである。

※2 スタンドパイプとは、直接消火栓に接続し、差込みホースと筒先を結合することで、水道管の圧力を利用し毎分100ℓ以上の放水ができる消火用資器材をいう。

※3 消火器について、市では、現在、本助成制度とは別に市内に5,493箇所の街頭消火器を配備している。

※4 新規結成団体のみへの助成資器材品目

※5 既存団体のみへの助成資器材品目

3 資器材の申請状況について

(1) 新規結成団体における資器材の申請状況

① 構成世帯数別の申請団体数

構成世帯数	申請団体数			
	28年度	29年度	30年度	合計
100世帯以下	5	4	4	13
101～300世帯	4	7	1	12
301～500世帯	0	1	3	4
501～1000世帯	2	1	0	3
1001世帯以上	0	0	0	0
合計	11	13	8	32

※自主防結成届の提出と資器材助成申請と事務処理の年度が異なる団体については事務処理年度で団体数を記載した。

平成28年度以降の3年間で32団体の申請があり、その大半は、構成世帯数が300世帯以下の団体で25団体である。

② 資器材品目別の申請状況

役割	資器材品目	申請団体数				役割	資器材品目	申請団体数			
		年度			合計			年度			合計
		28	29	30				28	29	30	
消火	スタンドパイプセット	2	1	1	4	救出	はしご(アルミ・2連)	1	0	0	1
	消火器(粉末・液体)	0	2	0	2		剣先スコップ	0	0	1	1
	消防用ホース	1	0	1	2		金テコ	0	1	—	1
	消火器格納箱	0	0	0	0		ハンマー	0	0	—	0
	媒介金具	0	0	—	0		ツルハシ	0	0	—	0
	筒先	0	0	—	0		とび口	0	0	—	0
	スタンドパイプ収納袋	0	0	—	0		ノコギリ	—	0	2	2
救出	救出用具5点セット	3	2	3	8	応急救護	クレモナロープ	1	0	2	3
	投光器セット	3	1	1	5		組織用救急箱	9	6	2	17
	油圧ジャッキ	0	0	2	2		担架	4	3	2	9
	チェーンソー	0	0	1	1		組立式簡易ベッド	0	0	0	0
	非常用階段避難車	0	1	0	1		医薬品セット	2	1	0	3

役割	資器材品目	申請団体数				役割	資器材品目	申請団体数				
		年度			合計			年度			合計	
		28	29	30				28	29	30		
応急救護	AED	0	0	0	0	生活	カセットコンロ	1	0	1	2	
	テント	2	2	2	6		簡易トイレ	3	2	2	7	
	屋内用多目的テント	0	0	0	0		ポータブルトイレ	1	2	1	4	
	車椅子	0	0	2	2		ポータブルトイレ用便袋	3	1	3	7	
	おんぶ紐	1	1	0	2		発電機	4	3	3	10	
	パック毛布	1	0	1	2		寝袋	0	0	0	0	
	アルミブランケット	1	1	3	5		水防・除雪	除雪機	0	2	0	2
	三角巾	2	2	1	5			除雪用スコップ	0	2	1	3
避難誘導	ヘッドライト	0	1	2	3	スノーダンプ		1	2	1	4	
	懐中電灯	2	1	1	4	吸水性土のう		—	0	0	0	
	折りたたみ式リヤカー(大)	0	2	0	2	防水シート		4	2	0	6	
	折りたたみ式リヤカー(小)	1	2	1	4	雨合羽上下セット	2	0	1	3		
	折りたたみ式カート	1	0	0	1	その他	アルカリ乾電池	6	0	0	6	
	トランジスタメガホン	3	4	3	10		ガソリン携行缶	0	1	1	2	
収集報	特定小電力無線	2	1	2	5		ガソリンの缶詰	2	0	1	3	
	簡易無線(登録局)	0	0	0	0		物置(床面積 10㎡)	2	0	0	2	
生活	非常食(アルファ化米)	4	4	3	11		物置(床面積 7㎡)	0	3	0	3	
	保存用パン	1	2	1	4		物置(床面積 4㎡)	0	3	0	3	
	保存水	6	2	2	10		物置(床面積 1.4㎡)	1	0	1	2	
	かまどセット	3	2	2	7		訓練用AED	—	0	0	0	
	やかん	—	0	1	1		ダミー人形(AED訓練用)	—	0	0	0	
	寸胴鍋	—	0	1	1		ヘルメット(組織名入り)	6	5	4	15	
	かまど用薪	2	0	1	3	安全靴	0	0	1	1		
	炊飯袋	0	1	0	1	ジャンパー	2	0	1	3		
	ポリタンク	2	2	0	4							

平成28年度から30年度までに新規結成団体により申請された資器材品目については、組織用救急箱が17団体で最も多く、次いでヘルメット（組織名入り）が15団体、非常食（アルファ化米）が11団体、トランジスタメガホン、保存水及び発電機が10団体である。また、屋内用多目的テントや訓練用AEDなど1団体も申請していない資器材品目は15品目である。

役割別に申請団体が多かった資器材品目を見てみると、消火ではスタンドパイプセットが4団体、救出では救出用具5点セットが8団体、投光器セットが5団体、応急救護では組織用救急箱が17団体、担架が9団体、テントが6団体である。

(2) 既存団体における資器材の申請状況

① 構成世帯数別の団体数

構成世帯数	団体数
500世帯以下	316
501～700世帯	41
701～1000世帯	28
1001～1600世帯	15
1601世帯以上	5
合計	405

既存団体405団体うち、構成世帯数が500世帯以下の団体は、316団体である。

② 資器材品目別の申請状況

役割	資器材品目	申請団体数	役割	資器材品目	申請団体数
消火	スタンドパイプセット	99	救出	投光器セット	178
	消火器(粉末・液体)	77		救出用具5点セット	149
	消防用ホース	44		チェーンソー	138
	消火器格納箱	19		油圧ジャッキ	111
	媒介金具	3		クレモナロープ	105
	筒先	1		剣先スコップ	37
	スタンドパイプ収納袋	0		はしご(アルミ・2連)	34

役割	資器材品目	申請 団体数	役割	資器材品目	申請 団体数
救出	ノコギリ	18	生活	カセットコンロ	137
	金テコ	10		簡易トイレ	135
	ハンマー	5		ポータブルトイレ	124
	ツルハシ	4		保存水	121
	とび口	0		かまどセット	112
	階段用避難車点検 及び消耗品交換	0		保存用パン	87
応急救護	テント	200		かまど用薪	85
	アルミブランケット	137		ポータブルトイレ用便袋	83
	組織用救急箱	136		炊飯袋	75
	車椅子	128		寸胴鍋	26
	パック毛布	124		やかん	9
	担架	121		寝袋	4
	医薬品セット	118	水防・除雪	防水シート	168
	三角巾	85		スノーダンプ	68
	おんぶ紐	68		除雪用スコップ	66
	組立式簡易ベッド	57		除雪機	48
屋内用多目的テント	4	雨合羽上下セット		40	
		吸水性土のう		4	
避難誘導	懐中電灯	209	その他	ガソリン携行缶	186
	トランジスタメガホン	120		アルカリ乾電池	182
	折りたたみ式リヤカー(小)	109		ヘルメット(組織名入り)	166
	折りたたみ式カート	81		腕章	83
	ヘッドライト	54		物置	47
情報収集	トランシーバー	90		ガソリンの缶詰	47
	特定小電力無線	20		ジャンパー	45
	簡易無線(登録局)	10		安全靴	13
生活	非常食(アルファ化米)	184		AED用パッド	4
	ポリタンク	162		訓練用AED	0
	発電機	159	ダミー人形(AED訓練用)	0	

平成17年度から30年度までに既存団体により申請された資器材品目については、懐中電灯が209団体で最も多く、次いでテントが200団体、ガソリン携行缶が186団体、非常食（アルファ化米）が184団体である。また、とび口や訓練用AED、ダミー人形（AED訓練用）など1団体も申請していない資器材品目は5品目である。

役割別に申請団体が多かった資器材品目を見てみると、消火ではスタンドパイプセットが99団体、消火器が77団体、救出では投光器セットが178団体、救出用具5点セットが149団体、応急救護ではテントが200団体、アルミブランケットが137団体である。

(3) 資器材品目の見直し状況

① 平成26年度以降に追加された資器材品目

年度	追加資器材品目	見直しを行った理由	災害
26	除雪用スコップ、スノーダンプ、除雪機	近年の本市における雪害を受け追加。	H26.2 大雪
	スタンドパイプセット、消防用ホース、スタンドパイプ収納袋	自主防災組織における初期消火及び給水活動の拡充のため。市で主催する研修や各団体の防災訓練で使用方法を習得することを目指した。	H26.6 大雨
27	簡易無線（登録局）（1台）	これより前に特定小電力無線を品目に記載していたが、より高性能な無線の配布要望があったため追加。	H27.9 台風
	ヘッドライト	個人で使用する照明器具としては既に懐中電灯が存在していたが、災害時に両手を使えるようにするために追加。	
28	屋内用多目的テント	本市で備蓄するプライベート空間確保のための資器材の個数に限りがあり、各団体での保有数増加を目指した。	
29	吸水性土のう（20枚入り）	水害対策用品として土のうを追加するにあたり、平常時における収納スペースが最小限で済むため。	H29.10 台風
	携帯型軽量簡易担架、カセットガス式発電機、ノコギリ、寸胴鍋（35cm）（30ℓ）、やかん（10ℓ）、訓練用AED、ダミー人形（AED訓練用）	29年度に実施した資器材助成アンケートにおいて要望が多かったため。	

※平成30年度は、見直しによる資器材品目の追加なし。

資器材品目は、被災地等からの情報と自主防からの要望を受け、毎年度の見直しにより追加及び削除が行われている。平成26年度は、前年度の大雪による雪害を受け、積雪対策のため、除雪機、除雪用スコップ及びスノーダンプが追加され、平成29年度は水害対策のため、吸水性土のうが追加されている。

② 既存団体における平成26年度以降に追加された資器材品目の申請状況

(単位:団体)

追加年度	追加資器材品目	年度					合計
		26	27	28	29	30	
26	除雪用スコップ	27	16	6	10	14	73
	スノーダンプ	24	13	12	9	17	75
	除雪機	14	8	8	3	16	49
	スタンドパイプセット	28	35	21	15	8	107
	消防用ホース	8	8	14	14	8	52
	スタンドパイプ収納袋	0	0	0	-	-	0
27	簡易無線(登録局)(1台)	-	4	2	4	0	10
	ヘッドライト	-	19	9	18	14	60
28	屋内用多目的テント	-	-	1	2	1	4
29	吸水性土のう(20枚入り)	-	-	-	2	3	5
	携帯型軽量簡易担架	-	-	-	10	7	17
	カセットガス式発電機	-	-	-	16	11	27
	訓練用AED	-	-	-	0	0	0
	ダミー人形(AED訓練用)	-	-	-	0	0	0
	やかん(10ℓ)	-	-	-	6	3	9
	ノコギリ	-	-	-	9	10	19
寸胴鍋(35cm)(30ℓ)	-	-	-	14	13	27	

※各追加資器材品目の合計は、延べ団体数であるため、前記資器材品目別の申請状況の合計とは一致しない。

平成26年度の追加資器材品目では、スタンドパイプセットが107団体で最も多く、次いでスノーダンプが75団体、除雪用スコップが73団体であり、平成27年度の追加資器材品目では、ヘッドライトが60団体である。また、所管課が自主防での所有数の増加を目的として、平成28年度に資器材品目に追加した屋内用多目的テントは、平成28年度から3年間での申請は、わずか4団体である。

4 市の期待する役割に対する資器材の申請状況について

(1) 平成28年度から30年度までの新規結成団体による役割別の資器材の申請状況については、次のとおりである。

① 役割別の申請状況

役割	申請団体数
消火	6
救出	15
応急救護	25
避難誘導	19
情報収集	5
生活	25
水防・除雪	12
その他	22

申請が最も多いのは、応急救護及び生活の25団体、次いでその他の22団体である。最も少ないのは、情報収集の5団体で、次に消火の6団体である。また、上記の各役割において申請された資器材品目の主な内訳は、次のとおりである。

役割	資器材品目	申請団体数				役割	資器材品目	申請団体数			
		年度			合計			年度			合計
		28	29	30				28	29	30	
応急救護	組織用救急箱	9	6	2	17	その他	アルカリ乾電池	6	0	0	6
	担架	4	3	2	9		ガソリン携行缶	0	1	1	2
	テント	2	2	2	6		ガソリンの缶詰	2	0	1	3
	アルミブランケット	1	1	3	5		物置(床面積 7㎡)	0	3	0	3
	三角巾	2	2	1	5		物置(床面積 4㎡)	0	3	0	3
生活	非常食(アルファ化米)	4	4	3	11	情報収集	ヘルメット(組織名入り)	6	5	4	15
	保存水	6	2	2	10		特定小電力無線	2	1	2	5
	かまどセット	3	2	2	7	簡易無線(登録局)	0	0	0	0	
	簡易トイレ	3	2	2	7	消火	スタンドパイプセット	2	1	1	4
	ポータブルトイレ用便袋	3	1	3	7		消火器(粉末・液体)	0	2	0	2
	発電機	4	3	3	10		消防用ホース	1	0	1	2

その他については、ヘルメットや物置などが多く申請されており、団体として結成当初に備えるべき資器材品目が優先的に選択されている。

② 活動別の申請状況（発災初期）

活動別の申請の有無			申請団体数
初期消火	救出・救助	手当・搬送	
○	○	○	2
×	○	○	11
○	×	○	2
×	×	○	10
×	○	×	2
○	×	×	2
×	×	×	3
合計			32

所管課が、発災初期の役割として自主防に対して期待が高い、初期消火活動、救出・救助活動及び負傷者の手当・搬送に必要な資器材の申請をした団体数については、3つの各活動全てに対して必要な資器材を一つでも申請した団体は2団体、3つの各活動に必要な資器材を一つも申請していない団体は3団体である。

上記3つの活動に必要な資器材のうち、1団体でも申請があった資器材品目は次のとおりである。

活動	資器材品目	申請団体数				活動	資器材品目	申請団体数			
		年度			合計			年度			合計
		28	29	30				28	29	30	
消 初 火 期	スタンドパイプセット	2	1	1	4	救 出 ・ 救 助	救出用具5点セット	3	2	3	8
	消火器(粉末・液体)	0	2	0	2		投光器セット	3	1	1	5
	消防用ホース	1	0	1	2		油圧ジャッキ	0	0	2	2
負 傷 者 の 手 当 ・ 搬 送	組織用救急箱	9	6	2	17		チェーンソー	0	0	1	1
	担架	4	3	2	9		非常用階段避難車	0	1	0	1
	医薬品セット	2	1	0	3		はしご(アルミ・2連)	1	0	0	1
	テント	2	2	2	6		剣先スコップ	0	0	1	1
	車椅子	0	0	2	2		金テコ	0	1	—	1
	おんぶ紐	1	1	0	2		ノコギリ	—	0	2	2
	パック毛布	1	0	1	2	クレモナロープ	1	0	2	3	
	アルミブランケット	1	1	3	5						
	三角巾	2	2	1	5						

※活動別の資器材品目は、前記役割の消火、救出及び応急救護の資器材品目をそれぞれ初期消火、救出・救助及び負傷者の手当・搬送に置き換えたものである。

負傷者の手当・搬送では組織用救急箱、担架、テント、救出・救助活動では、救出用具5点セットや投光器セット、クレモナロープなどが多く申請されている。

5 資器材の点検・保管について

資器材の保管、管理に当たっては、各団体が所有する資器材を確認し、補充や新たに必要となる資器材について、計画的に整備し、災害時に使用できるよう、日頃から、定期的な在庫確認や入替、点検や取扱方法の習熟に努めることが必要である。

(1) 期限のある資器材の入替状況

①期限等が設定されている資器材品目

資器材品目		期限等	
食料・水	非常食(アルファ化米)	賞味期限	5年
	非常食(アルファ化米)(個食タイプ)	品質保持期限	5年
	保存用パン	賞味期限	5年
	保存水(500ml・2ℓ)	品質保持期限	5年
燃料等	ガソリンの缶詰	品質保証期間	3年
	アルカリ乾電池(単一・単二)	使用推奨期限	5年
消火器	粉末消火器(3.5kg)	設計標準使用期限	10年 (本体)
	液体消火器(2ℓ)	設計標準使用期限	10年 (本体)

※1 品質保持期限と賞味期限は同一の意義であり、定められた方法により保存した場合に、品質の保持が十分に可能であると認められる期限をいう。

※2 使用推奨期限とは、未使用の状態では保管(保存)された場合に、「期間内に使用を開始すれば電池は正常に作動し、日本工業規格(JIS)で定められた持続時間などの電池性能を満たす」期限をいう。

※3 設計標準使用期限とは、消火器の材質や安全率等を基に定めた使用期限をいう。

資器材品目には、上記のような賞味期限等が設けられているものが含まれている。最短の期限等はガソリンの缶詰の3年、最長では消火器の10年、それ以外は5年である。

② 賞味期限等のある資器材品目の申請状況

自主防が所有する資器材については、市からの助成のほかに各自主防が自主財源で購入するなどした資器材があり、自主防における賞味期限等がある資器材の入替状況については、助成の申請状況のみで判断することはできない。

しかしながら、平成25年度以前に申請した賞味期限等が5年の資器材が使用されずに保管されていた場合、監査時点において賞味期限等を経過していることが想定されることから、今回、調査項目とした。

平成25年度以前に賞味期限等が5年の資器材を申請した後、平成30年度までの間に再申請した団体数及び割合は、次のとおりである。

資器材品目	申請団体数 (25年度以前)	再申請あり	
		団体数	割合
非常食(アルファ化米)	108	57	52.8%
保存用パン	30	10	33.3%
保存水	26	12	46.2%
アルカリ乾電池	140	48	34.3%

非常食(アルファ化米)については、再申請を行った団体は57団体、申請団体に占める割合は52.8%で、約半数の団体は再申請を行っていない。また、アルカリ乾電池については、再申請を行ったのは申請団体の34.3%に当たる48団体である。

また、現地調査においても、市から助成された資器材で賞味期限等を経過した非常食(アルファ化米)や、使用推奨期限を超過し液漏れした電池を保管している状況が確認された。

③ 訓練用備蓄非常食の配付状況

所管課では、防災訓練において給食訓練を実施する団体を対象に、年度末に賞味期限等が経過する市が備蓄するアルファ化米等(以下「訓練用備蓄非常食」という。)を無料で配付している。

平成29年度及び30年度における既存団体に対する訓練用備蓄非常食の配付団体数及び割合は、次のとおりである。

(ア) 既存団体に対する配付団体数及び割合

既存団体数	訓練用備蓄非常食 配付団体数		割合
	405	29年度	
30年度		137	33.8%

既存団体のうち、訓練用備蓄非常食を配付した団体数は、平成29年度は107団体26.4%、平成30年度は137団体33.8%である。

(イ) 平成25年度以前にアルファ化米を申請した既存団体に対する配付団体数及び割合

非常食 (アルファ化米) 申請団体数	訓練用備蓄非常食 配付団体数		割合
	108	29年度	
30年度		25	23.1%

平成25年度以前に非常食（アルファ化米）を申請した団体は108団体であるが、このうち、訓練用備蓄非常食の配付を受けたものは、平成29年度は21団体19.4%、平成30年度は25団体23.1%である。

(2) 資器材の点検状況

各資器材に係る点検の義務付けや点検項目に関する基準については、ハンドブックでは示されていない。そこで、災害時に使用可能な状態を保持するため、定期的な作動確認や組立等が必要と思われる資器材を抽出し、これらに対する点検状況を調査した。

なお、今回の調査については、所管課において、自主防が実施した資器材の点検状況の把握がなされていないため、提出された平成30年度分自主防災組織活動報告書（以下「活動報告書」という。）のみで実施の有無を確認した。

資器材品目	申請 団体数	点検・数量 確認実施 団体数	割合	項目	実施 団体数	割合
発電機	159	94	59.1%	作動確認	54	34.0%
投光器	178	114	64.0%	作動確認	7	3.9%
チェーンソー	138	90	65.2%	作動確認	16	11.6%
油圧ジャッキ	111	74	66.7%	作動確認	0	0.0%
除雪機	48	25	52.1%	作動確認	7	14.6%
簡易トイレ	135	86	63.7%	組立	9	6.7%
簡易ベッド	57	34	59.6%	組立	0	0.0%
担架	121	81	66.9%	組立	3	2.5%
リヤカー	109	65	59.6%	組立	0	0.0%
テント	200	129	64.5%	設営	7	3.5%
スタンドパイプ	99	64	64.6%	組立・放水	7	7.1%
消防用ホース	44	27	61.4%	消火器点検	2	4.5%

※1 申請団体数とは既存団体のうち、平成17年度から30年度までの間に1回以上、表中の資器材の助成申請をした団体の数である。

※2 点検・数量確認実施団体数とは、活動報告書に具体的な資器材品目はないものの、資器材の点検や数量確認を行った旨の記載があった団体の数である。

※3 項目における実施団体数とは、活動報告書に、具体的な資器材品目とそれに対する作動確認や組立等を行った旨の記載があった団体の数である。

項目別に見てみると、作動確認の実施状況については、発電機では申請団体の34.0%に当たる54団体で実施されているものの、投光器は7団体3.9%、チェーンソーは16団体11.6%の実施にとどまっており、資器材品目により大きく異なっている。

また、組立の実施割合は、各資器材品目のいずれも10%を下回っていた。なお、油圧ジャッキ、簡易ベッド及びリヤカーについては、活動報告書から作動確認や組立の実施を確認できる団体はなかった。

6 自主防に対する指導等について

資器材の品質の確保等を目的として、所管課が実施した自主防に対する指導・情報提供等の有無についてアンケート調査を行った結果は、次のとおりである。

(1) 指導・情報提供等の有無

項目		有無	内容 又は 理由
資器材の品質の確保	資器材の定期的な入替・防災訓練等での活用	有	資器材助成とは別で市で備蓄している非常食について期限の迫ったものを訓練用として配布しており、その際に団体に備蓄しているものについて期限の確認を行うようにしている。
	資器材の点検の必要性・点検方法	有	発電機の作動確認や燃料の補充等
	資器材の使用方法等	有	アルファ化米の作り方、スタンドパイプの取扱い方法、便袋の使用方法等
資器材について	不足資器材	無	団体により必要とする資器材が異なり、備蓄すべき資器材について基準が存在しないため。
	資器材の保管場所	無	
適切な保管の資器材	配置方法・保管方法	無	
	危険物等の保管	無	
	消火器の保管	無	
定期的な資器材の替	長期間申請のない団体への助言	無	団体によっては必要としている資器材を揃え、追加を必要としないところがあるため。
	使用期限等のある資器材の訓練等での使用	無	使用期限を迎えた消火器の処分方法などについて、問合せを受けることがあり、その度に個別に助言を行っているため。

所管課の自主防に対する指導・情報提供等については、資器材の品質の確保に関してのみ行われている。

資器材の定期的な入替・防災訓練等での活用に関しては、所管課では、前記5(1)③の訓練用備蓄非常食の配付時に、自主防が所有する資器材の賞味期限等について確認を促している。

資器材の点検の必要性・点検方法に関しては、発電機の作動確認や燃料の補充等についてのみ情報提供が行われている。

資器材の使用方法等に関しては、ハンドブックの別冊においてスタンドパイプの使用方法を情報提供するなどしている。

所管課によれば、団体により必要としている資器材が異なるため、自主防に対する積極的な指導・情報提供等を行っていないとのことである。

(2) 資器材の所有等の把握の有無

項目		有無	内容 又は 理由
所有等	所有する全資器材	無	保管文書に保存年限があり、電子記録を除いて特定の時期より前に行った助成については内容が不明であるため。
	資器材を活用した訓練の実施	有	自主防災組織活動報告書に質問欄を設け、団体の活動状況の把握の一助としている。
保管場所	資器材の保管場所	無	団体により、町会会館や既存の倉庫に備蓄を行っている場合があるため。
	防災倉庫の保有状況	無	保管文書に保存年限があり、電子記録を除いて特定の時期より前に行った助成については内容が不明であるため。
入替	点検の実施状況	無	
	定期的な入替状況	無	

自主防の資器材の所有等に関する所管課の把握状況については、資器材を活用した訓練の実施についてのみ行われている。

それ以外の所有する全資器材、保管場所や入替の状況については、所管課では把握していないとのことである。

7 現地調査における調査事項

(1) 調査対象団体 5団体

対象		該当団体数
1	新規結成団体のうち、倉庫を申請した団体	1
2	発電機、スタンドパイプなど定期的な点検や組立等が必要と思われる資器材を所有する団体	5
3	25年度以前に非常食や乾電池など5年の賞味期限等が設けられた資器材を申請した団体	4
4	活動報告書において資器材の活用・点検の実施が確認できない団体	1

(2) 調査項目及び結果 (抜粋)

項目		結果・団体数			
1	倉庫の有無	有	5	無	0
2	設置場所	町会会館 敷地内	4	その他	1
3	防災倉庫の表示の有無	有	5	無	0
4	防災倉庫は老朽化していないか	適	5	否	0
5	設置場所は安全で安定しているか	適	5	否	0
6	施錠の責任者と鍵の保管は適切か	適	5	否	0
7	倉庫の容量に見合った資器材の数量であるか	適	4	否	1
8	停電や夜間時の照明は確保しているか	適	5	否	0
9	定期的な在庫確認の有無	有	5	無	0
10	収納している箱の品名等の記載の有無	有	4	無	1
11	取り出しやすい収納となっているか	適	4	否	1
12	使用期限の管理は適切か	適	1	否	4
13	期限のある資器材の入替や処分を行っている資器材の有無	有	3	無	2
14	点検の記録の有無(修理・交換などの記録含む)	有	5	無	0
15	保管している燃料の有無	有	5	無	0
16	不要となった資器材は適正に廃棄しているか	否	4	該当なし	1
17	要望する資器材助成の品名や数量の選定・決定機関	防災部 役員会	5	その他	0
18	助成以外の資器材の有無	有	5	無	0

※12、13は助成した資器材以外の資器材を所有していたため、合計は5団体となった。

① 資器材の収納状況について

防災倉庫内の資器材の収納状況については、全ての団体で重量のある資器材の配置への配慮や、停電及び夜間時の照明の確保などの工夫が見られた。また、5団体中4団体では、資器材が収納された箱に品名等を記載し整理することで、使用したい資器材の取り出しが容易になっていた。

また、収納する資器材が多いことから、防災倉庫内に前後に並べて収納していた団体もあった。

② 資器材の管理状況について

在庫管理については、現地調査を行った全ての団体で管理票等が作成され、数量確認が行われていた。

点検については、全ての団体でその実施について記録が残されているものの、作動確認、組立、外観のキズ等の有無など詳細に確認項目を設定して実施している団体や、数量（在庫）確認のみを点検項目としている団体など、点検内容に違いが見られた。

③ 賞味期限等のある資器材の入替について

入替を行っていない団体は、5団体中3団体あったが、中には、賞味期限が設けられている資器材については、管理が複雑なことから、今後は助成を申請しないと、入替を実施していない団体も見受けられた。

④ 自主防が所有する資器材について

市から助成を受けた資器材以外の資器材の所有状況については、全ての団体において、自主財源等で購入した資器材の所有が認められた。

第3 監査の結果

1 優先して備える必要性が高い資器材の周知について（意見要望）

市は、発災初期において自主防災組織（以下「自主防」という。）に期待する役割として、初期消火活動、救出・救助活動、負傷者の手当・搬送の3つを優先順に挙げているところである。

そこで、これら3つの活動に資する主な助成資器材の申請状況について確認したところ、次のような結果であった。

平成28年度（2016年度）から30年度（2018年度）に組織化され新規の助成申請を行った自主防32団体を対象に見てみると、初期消火活動に要する資器材の申請は、スタンドパイプセットが4団体、消火器は2団体にとどまっていた。また、救出・救助活動に必要な資器材では、救出用具5点セットは8団体、投光器セットは5団体、油圧ジャッキは2団体、チェーンソーは1団体であった。さらに、負傷者の手当・搬送に必要な資器材では、組織用救急箱については17団体の申請があったものの、担架は9団体、組立式簡易ベッドにおいては申請がなく、上記3つの活動に必要と思われる資器材の申請が全くなかった団体が3団体あった。

一方、平成17年度（2005年度）から30年度（2018年度）に既存団体として追加助成を受けた405団体では、スタンドパイプセットは99団体、消火器は77団体、チェーンソーは138団体、油圧ジャッキは111団体という申請状況であった。

なお、スタンドパイプセットは、自主防における初期消火及び給水活動拡充のために平成26年度（2014年度）に助成資器材品目に加えられたものであるが、既存団体における申請は99団体であり全体に占める割合は、24.4%にとどまっていた。

以上のことから、市が期待する役割について、及びその役割を果たす上で有用な資器材に関して、自主防では十分に認識されていないことが推認される。また、所管課において、被災地からの情報等を考慮し、適宜、品目の見直しを図っているなかで、追加品目の有効性が自主防に十分理解されていないことも懸念される。

なお、消火器については、本助成制度以外でも地域配備がなされており、また、自主防の中には独自の財源を使って必要資器材を揃えている団体もあることから、発災時に有効な資器材が備えられているかどうかを、市への助成申請のみをもって判断することは困難である。しかし、助成資器材の範囲に限ってみれば、市が期待する役割に必要な資器材と自主防が実際に申請している資器材とに差があることから、期待される活動を担うに足りる十分な資器材が備わっているかどうかについては懸念が生じるところである。

書面調査によれば、所管課では、各自主防が現に所有する資器材の実態を把握していないとのことである。加えて、団体ごとに必要とする資器材が異なるという理由か

ら、自主防に対して、資器材に関する個別の情報提供や助言等は実施していないとの回答であった。これらのことから、所管課においては、自主防の活動が地域住民の善意と自主性に基づくものであることを踏まえ、助成資器材の申請品目選定においては、自主防の意向を最優先とする姿勢が窺える。

さらに、所管課が発行している自主防災組織ハンドブック（第3版）には、既存の自主防が抱える継続的な活動等に関する課題の解決策や新たな自主防を立ち上げる際の参考事項が記載され、自主防が担う役割全般や各々の役割に必要な資器材が例示されているものの、市の期待が特に高い活動、備えとして優先度の高い資器材、若しくは必ず備えて欲しい資器材に関する基準等は示されていないところである。

しかし、自主防の活動については、それぞれの自主性を尊重しつつも、資器材の備蓄に関しては、市が期待する役割を理解し、優先して揃えるべき品目を把握し、発災時にその役割を担うための資器材を初期の段階で確実に備えてもらうことが肝要である。

今回の監査においては、5団体の自主防が管理する防災倉庫の現地調査を行ったところだが、結成から年数が経過した団体からは、「今までは、自分達が必要を感じる助成資器材を申請していたが、所有する資器材が増えたことにより、現在は、倉庫の空き容量に収納できる助成資器材を選ばざるを得ない状況にある。」といった声も聞かれた。また、防災倉庫に多くの資器材が収納されており、新たな資器材を収納する空間がほとんど見当たらないといった状況の団体も見受けられた。

そのため、各自主防が引き続き資器材の助成を受けるためには、所有する防災倉庫の限られた保管スペースの有効活用は大きな課題となることから、備蓄する資器材の優先度についての情報は不可欠である。

については、自主防が助成資器材品目を選定する上で参考となるよう、備えるべき優先度の高い必要資器材の品目を整理して、周知することを検討されたい。

2 助成資器材の保管に関する情報提供について（意見要望）

所管課は、助成資器材は自主防に帰属するとして、交付に際して、保守・管理については自主防が行うことと通知しているところであり、各団体が行う資器材の点検等の実施状況については、毎年度提出される自主防災組織活動報告書（以下「活動報告書」という。）により確認することが可能となっている。

そこで、助成資器材の保守及び管理の状況について確認したところ、次のような結果であった。

(1) 賞味期限等がある資器材の管理状況について

助成資器材には、アルファ化米、保存水、ガソリンの缶詰など、賞味期限や品質保証期間等が設けられているものも含まれている。そこで、アルファ化米の管理の把握状況等について確認したところ、所管課では、自主防における定期的な入替に関する調査は実施しておらず、長期間アルファ化米の申請がない自主防の把握も行っていないとのことで、市が備蓄するアルファ化米等を訓練用に配付する際に、各団体が保有する備蓄非常食の期限の確認を促すにとどまっているとのことであった。

なお、本助成制度により平成25年度（2013年度）以前にアルファ化米の交付を受け、既に賞味期限等を経過した可能性がある108団体のうち、賞味期限等が経過する前にアルファ化米の助成申請をし、入替を実施したと思われる自主防は57団体であった。

加えて、上記108団体のうち、訓練用の備蓄非常食の配付を受けた際に、期限確認の指導を受けた自主防の数は、平成29年度（2017年度）は21団体、平成30年度（2018年度）は25団体と、交付を受けた団体の25%を下回っており、市が期限の確認を促している団体は極めて少数であると言える。

また、現地調査で賞味期限等がある資器材の管理方法を確認したところ、在庫数については管理票により定期的に確認されていたものの、管理票内に賞味期限等の記入欄を設けて管理している団体は1団体のみであった。さらに、実際に賞味期限等を経過したアルファ化米を廃棄できずに保管している団体も見受けられた。

以上のことから、市から一定の情報提供は行われているものの、賞味期限等を含めた適切な管理方法について、十分に認識されているとは言い難い状況にある。

(2) 助成資器材の点検等実施状況について

所管課が行っている助成資器材の点検方法等に関する情報提供は、発電機についてのみ、交付時や問い合わせを受けた際に定期的な作動確認の必要性や燃料の補充等について周知を図っているとのことである。

今回の調査では、助成資器材のうち定期的な点検を要すると考えられる資器材について、自主防における作動確認の実施状況を確認した。

その結果、現地調査では、情報提供が行われている発電機については、全ての団

体で作動確認が実施されていることを確認したが、情報提供がない投光器及びチェーンソーについての作動確認は、団体により実施状況が異なっていた。

平成30年度（2018年度）分の活動報告書の全体をみても、発電機については、交付を受けた自主防159団体のうち54団体で作動確認の実施が報告されていたものの、投光器では178団体中7団体、チェーンソーでは138団体中16団体しか報告がなく、市からの情報提供の有無により点検の実施状況に大きな差が認められた。

これらの状況から、情報提供が行われていない資器材については、点検等の実施の判断が各自主防に委ねられており、定期的な点検の実施に結びついていないものと考えられる。

(3) 資器材の収納状況について

防災倉庫内の資器材の収納状況については、現地調査において、重量あるいは体積等に応じた配置などに工夫が見られたところである。その一方、自主防が行う防災訓練等での使用頻度が高いかまどや発電機が前面に配置され、発災初期での使用が見込まれる投光器等は倉庫の奥まった位置に配置されている状況も確認した。長期間使用がない資器材について、万一の発災の際に十分な活用が図られないことも懸念される。

自主防の自主性を尊重することは、災害対策における「共助」の充実強化に資するものと考えるが、市が助成した備蓄非常食の賞味期限等に関する認識が十分でないことや点検等の不実施などにより、発災時にそれぞれの助成資器材が持つ役割を達成できない可能性も否定できない。そのため、助成資器材を発災時に確実かつ有効に使用可能な状態で保管するためには、管理の全てを自主防の主体性に委任するのではなく、市も連携を図る必要があると考える。

については、市から団体に対して、資器材の保管や管理方法に関する積極的な情報提供や助言を行われたい。

3 総括

本市における自主防の結成状況は、平成21年度（2009年度）末に329団体であったものが、近年の度重なる自然災害の発生や市民の防災意識の高まりを反映して、平成30年度（2018年度）末現在で437団体と大きく増加している。また、町会・自治会総数に対する結成率をみても、10年前の70.0%から84.6%と14.6ポイント上昇し、共助の中核を担う自主防の組織化が着実に進んでいることが窺える。

そうした中、平成30年度（2018年度）は、201団体に対して資器材が助成され、その購入費は1,632万円であり、過去10年間の購入費総額は1億5,548万円に上っている。

自主防の活動において備蓄資器材の充実は欠かせないものであり、その面で本助成制度はその役割を果たし、本市の地域防災力強化に大きく寄与しているものと言える。

しかしながら、たとえ資器材の充実が図られたとしても、万が一の際に、それらが有効的に機能しなければ、防災の備えとしては十分と言えない。発災時に必要な資器材が備えられ、効果的に活用されるためには、実態に即した市からの情報提供や指導、助言等が不可欠である。

今回の監査は、助成資器材を通じた共助と公助の連携という観点から、また本助成制度にかかる財務執行の有効性の観点から、自主防に対する市の関わり方を調査したところである。その結果、前述の意見要望1及び2のとおり、指導や情報発信等において、公助としての市の役割に関して懸念される状況が見受けられた。

折しも本年10月に本市に大きな被害を及ぼした台風第19号は、各々の団体が自らの役割を見つめ直すきっかけとなっており、現地調査時のヒアリングでも、団体の防災意識・危機意識の高さを改めて認識したところである。今後、本助成制度が所期の目的を達成するだけでなく、より効果的なものとなるためには、制度の運用の見直しはもとより、団体の自主性を尊重しつつも、これまで以上に市が積極的な関わりを持ち、連携を深めていく必要があると考える。

今回の監査結果に基づき改善策が検討され、資器材助成制度が更にその機能を発揮し、地域防災力の強化につながることを願うものである。

巻末資料

1 第1監査の概要 8 アンケート調査

【調査項目】

- I 資器材の助成内容(助成状況)等について
- II 資器材の保管状況等について
- III 自主防災組織に対する市の関わり方について

I 資器材の助成内容(助成状況)等について

1 自主防災組織の実態の把握状況

2 自主防災組織に期待する主な役割(平常時)

3 自主防災組織に期待する役割(発災初期)

4 資器材助成制度について

- (1) 自主防災組織に対する資器材助成の開始年度
- (2) 助成制度を創設した理由及び経緯

5 資器材助成の目的

- (1) 自主防災組織が行う防災活動の具体的な活動内容
- (2) 地域防災力の具体的な内容

6 自主防災組織への支援施策における資器材助成の位置付け

7 資器材の備蓄に係る基準の有無

8 助成対象資器材品目の決定に当たり、参考としている基準等の有無

9 助成対象資器材品目の見直しについて(新規分・既存分)

- (1) これまでに行った助成対象資器材品目の見直しは、何に基づいて行っているか
- (2) 平成26年度(2014年度)から31年度(2019年度)に助成対象とした資器材品目について
 - ① 助成対象資器材品目数(新規・既存別)
 - ② 見直し(追加・削除)を行った品目及びその理由(新規・既存別)

10 自主防災組織が備蓄する資器材の把握状況

11 資器材助成申請に係る自主防災組織に対する指導状況

- (1) 備蓄資器材に不足が認められる場合の助言等
- (2) 資器材助成申請時の確認や助言等

II 資器材の保管状況等について

1 資器材の保管場所に関する情報提供の有無

2 自主防災組織が備蓄する資器材の保管場所、防災倉庫の有無に関する把握状況

- (1) 資器材の保管場所の把握
- (2) 防災倉庫の所有状況の把握

3 自主防災組織に対する資器材の品質の確保に必要な情報提供の有無

- (1) 資器材の定期的な入替えや防災訓練等での活用に関する情報提供
- (2) 定期的な資器材の点検や点検方法に関する情報提供
- (3) 資器材の使用方法に関する情報提供

4 自主防災組織に対する資器材の保管に関する情報提供等の有無

- (1) 倉庫における資器材の配置方法や保管方法等の情報提供や指導等
- (2) 引火性の高い危険物の保管方法等の情報提供や指導等
- (3) 消火器の保管等に関する情報提供や指導等

III 自主防災組織に対する市の関わり方について

1 自主防災組織に対する資器材の点検・入替えに関する指導等の有無

- (1) 資器材の点検実施状況の把握等
 - ① 点検の実施状況の把握
 - ② 点検を実施していない自主防災組織に対する指導等
- (2) 資器材の入替状況や防災訓練等での活用状況の把握等
 - ① 入替えの実施状況の把握
 - ② 資器材を用いた訓練の実施状況の把握
 - ③ 資器材の入替えが確認できない自主防災組織に対する助言等
 - ④ 使用(消費)期限が近いまたは経過した資器材の訓練等での使用などの助言等

- 2 自主防災組織による資器材を活用した訓練の実施状況の把握について
報告書以外での資器材の活用状況の確認方法
- 3 自主防災組織に対する備蓄資器材に関する調査の実施状況
- 4 新たな課題への取組について

2 防災資器材一覧（参考）

品名	仕様等(参考)
屋内用多目的テント	災害対策用プライベートルーム 展開面積4.4㎡(2.1m×2.1m×高2.2m) 収納時(半径860mm×厚さ100mm) 
非常用階段避難車	階段での歩行が困難の方が安全に避難できるように開発された避難器具 サイズ／幅52×全長50×高135cm(使用時) 幅52×全長50×高100cm(収納時) 重量／9kg 最大荷重／136kg 最大対応角度／40度 
おんぶ紐	無理な荷重を身体にかけないよう、負担を軽減する構造で大人をおんぶすることが可能 
組織用救急箱	約20人用 三角巾／脱脂綿／包帯／清浄綿／綿棒／救急絆創膏／救急絆創膏／紙絆創膏／止血帯／副木／体温計／災害用ハサミ／トゲ抜き兼用ピンセット／携帯用浄水器／収納ケース(アルミ製W440×H220×D235) 
救出用具 5点セット (スコップ、金テコ、ハンマー、ノコギリ、とび口)	・剣先スコップ ・金テコ／1800mm 重量物の移動、固着した物体同士の剥離に使用 ・大ハンマー／3.5kg ・ノコギリ ・とび口 木材の移動・運搬・積上、木造の建築物の解体や移動に使用
スノーダンプ	除雪用具 材質/皿:ポリエチレン 柄:スチール(焼付け塗装網管) 金具:ステンレス 590×1230×608mm 
パック毛布 (10枚入り)	収納スペースの確保と湿気からの保護のため、アルミ袋で真空パック済み サイズ／1400×2000mm 材質／難燃性 再生ポリエステル100%

品名	仕様等(参考)
吸水性土のう (20枚入り)	水に浸すことにより膨張し、土のうとして使用可 20枚収納時梱包サイズ (縦450×横400×高さ170mm) 給水時間2分以内 使用時サイズ(1個当たり) 幅360×奥行400×高さ150mm 重さ23kg (使用前乾燥重量0.3kg) 
簡易トイレ	1人用テントと簡易便器、凝固剤などのセット テント・便器・ポリ袋・凝固剤(消臭剤入り) ※およそ100回～200回分 
ポータブルトイレ	組立式の簡単な簡易トイレ 使用時 370×370×350mm 収納時 390×385×145mm 便袋10枚 脱臭剤4袋(12回)密閉式収納袋(1枚)
LED投光器セット	特定方向に強い光を作り出し、特定の対象面を集中的に投射する照明器具 投光器、三脚スタンド、コードリールのセット 
非常食 (アルファ化米 白飯 50食入り)	アルファ化米 白飯 内容量 5kg 約50食 L 335mm × W 325mm × H170mm 賞味期限 5か年 
非常食(個食タイプ) (アルファ化米 白飯 50食入り)	アルファ化米 白飯 内容量 100g(1袋) 50袋入り ケースサイズ L 305mm × W 420mm × H170mm 品質保持期限 5年
炊飯袋 (ポリエステル不織 布製50枚入)	米を洗わずに袋に詰め、約20分間沸騰させるだけでご飯が炊き上がる 竹串(留め具)、計量カップ付 

品名	仕様等(参考)	
ガソリンの缶詰 (1缶入り4缶)	容量／1缶1ℓ入 本数／4缶 付属品／給油セット(じょうご、缶切) 品質保証期間／3年	
クレモナロープ (50m)	強度・耐久性・使いやすさに優れたロープ φ 12mm × 50m	
スタンドパイプセット	スタンドパイプ本体、スピンドル、消火栓鍵、媒介金具、 40mm × 20mホース1本、筒先、収納袋	
消防用ホース (40mm × 20m) 1本	スタンドパイプセットに含まれるホースと接続可能 口径40mm × 長さ20m	

説明図(参考)

※水道管の圧力を利用して消火するため、ポンプなどは必要ありません。



(自主防災組織ハンドブック 別冊スタンドパイプ取扱い要領より)

3 自主防災組織活動報告書様式

(様式第4号)

年 月 日			
<h2 style="margin: 0;">自主防災組織活動報告書</h2> <p style="margin: 0;">(平成30年度(2018年度)の活動結果を記載)</p>			
八王子市長 石森 孝志 殿			
団体番号		組織名	
代表者名			
連絡先 ()			
◎訓練関係(日時・場所・内容・参加人数等) 例: ○月△日 □□公園 50人参加 防災訓練を実施			
日 時	場 所	参加人数	活 動 内 容
◎資器材活用・点検関係(日時・場所・参加人数・内容等) 例: ○月△日 防災倉庫 3名 発電機試運転			
日 時	場 所	参加人数	活 動 内 容
◎研修会・体験関係(日時・場所・内容等) 例: ○月△日 八王子市役所 4名参加 リーダー養成研修 ○月△日 立川防災館 4名参加 立川防災館にて防災体験			
日 時	場 所	参加人数	活 動 内 容
◎会議・その他関係(日時・場所・内容等) 例: ○月△日 □□会館 防災訓練打ち合わせ会議 ○月△日 □□町内 町内の危険箇所を確認			
日 時	場 所	参加人数	活 動 内 容
◎今後の資料とするため、次の質問について選択肢にひとつだけ○印をして下さい。 ・平成30年度(2018年度)にスタンドパイプを活用した訓練を実施しましたか。 (①実施した・②実施していない)			
備 考	◎組織で独自に行っている取り組みなどを御記入ください。 例: 町内で防災に関するアンケート調査を実施した。		

令和元年度（2019年度）工事監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく工事監査

2 監査の対象

富士森公園陸上競技場施設改修工事及びこれに関連する事務

3 監査の対象部課

- (1) 事業所管課：生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課
- (2) 工事所管課：財務部建築課、生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課
- (3) 契約事務所管課：財務部契約課

4 監査の期間

令和元年（2019年）6月28日から同年12月18日まで

5 監査の観点及び方法

契約事務並びに工事の設計及び施工等が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、書類審査、質問調査、実地調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

なお、技術調査については、「公益社団法人 大阪技術振興協会」に委託し、令和元年（2019年）9月19日に実施した。調査日時点の工事の進捗率は、約65%である。

第2 工事の概要

1 工事場所

八王子市台町二丁目2番 富士森公園陸上競技場

2 工事概要

上柚木公園陸上競技場（公認第2種）が各競技団体の利用で飽和状態であることから、かつて公認競技場であった富士森公園陸上競技場を改めて公認競技場とするために、富士森公園整備計画に位置付け、公益財団法人日本陸上競技連盟が認定する、第4種公認陸上競技場として改修し、市民のスポーツ振興を図る。

3 工期

平成30年(2018年)9月22日から令和2年(2020年)2月28日まで
(12月29日から1月3日までを除く。)

4 設計業者

土木：国際航業株式会社 多摩営業所
建築：株式会社 田中建築事務所

5 施工業者

黒須・東邦特定建設工事共同企業体

6 契約概要

(1) 契約方法：解除条件付一般競争入札(施工能力評価型総合評価方式)

(2) 契約日：平成30年(2018年)9月21日

(3) 契約金額：1,374,840,000円

(4) 変更契約

ア 1回目

(ア) 契約日：平成30年(2018年)12月19日

(イ) 契約金額：23,101,200円 増額

(ウ) 変更理由：ナイター照明灯設置工事を場外作業から場内作業へ変更等

イ 2回目

(ア) 契約日：令和元年(2019年)6月26日

(イ) 契約金額：64,559,000円 増額

(ウ) 変更理由：ナイター照明灯を照度調整可能なものへ変更等

7 対象施設概要

陸上競技場競技面積 17,890㎡

8 工事内容

(1) グラウンド改修工事

ア 走路：全天候型ウレタン系舗装 400mトラック8レーン

イ インフィールド：人工芝 105m×68m

(2) 管理棟改築工事

木造平屋建て 365.19㎡

(3) 本部棟改築工事

ア 本部棟：鉄筋コンクリート造平屋建て 81.84㎡

イ その他施設：用具庫等 291.10㎡

(4) 観客席設置工事

鉄筋コンクリート造 756.95㎡

(5) 電気設備設置工事

LEDナイター照明灯 8基

第3 監査の実施状況

1 書類審査



(計画・設計審査)



(現場書類審査)

2 実地調査



(工事実地調査)



(工事実地調査)

3 技術調査の主な項目

- (1) 計画全般
- (2) 設計
- (3) 積算
- (4) 契約事務

- (5) 施工監理（監督）
- (6) 施工状況
- (7) 維持管理業務

第4 監査の結果

書類審査、質問調査及び実地調査の結果は、概ね良好であると認められた。

本工事は、富士森公園全体の整備計画に基づき、同公園内の中核的施設である陸上競技場を改修するもので、ジュニア育成の場としての利用に重点を置き、地域レベルの大会が開催可能な第4種陸上競技場の公認取得を目指した規格となっている。そのため、監査に際しては通常の工事監査において実施する項目等に加え、競技場という特性を踏まえ、走路やグラウンドの水平精度や、将来的な沈下防止に向けた圧密度等についても確認したところであるが、それぞれ基準に則った適切な工事が行われていることを確認した。工事完了まで、引き続き適正な施工に努められたい。

なお、専門的見地からの技術調査業務を委託した技術士からも、総括的には概ね良好との評価があり、特に請負業者の安全管理・品質管理に対する姿勢や、ドローンの活用など、施工に際しての創意工夫等について高く評価を受けたところだが、更なる改善に向け、特に留意すべきものとして以下のような所見が付されているので、今後の適正な工事施工の参考とされたい。

- (1) 設計図書に含まれる仮設計画図については、工法・仮設材等に対する、指定の有無を明確にすべきであり、契約上の精算増減対象でなければ参考図として表示することが望ましい。
- (2) 「監理業務分掌区分」について、その基準としての「工事監理業務区分表」が作成されておらず、工事監理者と各監督員の業務内容が具体的に明示されていないため、工事監理の責任範囲が不明確である。工事着手にあたり共通の工事監理基準を周知させるとともに、工事の規模・内容に準じた工事監理業務の洗い出しと選別をその都度確認し、追加重点項目とすることが望ましい。
- (3) 全体実施工程表や総合仮設計画図を目につき易い場所に掲示し、施工に対する現状を工事関係者全員に周知させるとともに、工程上のマイルストーンや個々の工事内容の進捗状況を点検し把握した上で、工程上の遅延に対する改善策を、その都度明示させることが統括責任者の責務であり、引き続き努力されたい。
- (4) 工事完了後に隠れてしまう配筋検査の記録写真については、時系列・部位別に整理して記録を残しており適正であるが、構造設計者と協議の上、構造的

に重要度の高い特定部位を抽出し、写真で記録として残すとともに、容易に検索して確認できる整理が望ましい。

- (5) 場内への大型重機等の走行部分には、養生鉄板が敷き込まれているが、走行時に跳ね上がる危険に対する防止策を講じることが望ましい。



令和元年度(2019年度)

財政援助団体等監査報告書・行政監査報告書・
工事監査報告書

令和2年(2020年)2月

発行 八王子市 監査事務局

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042(620)7320(直通)